

学校法人 ルーテル学院

役員退職金支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人ルーテル学院（以下「本学」という）の役員退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役 員)

第2条 この規程に定める役員とは、本学寄附行為第5条に規定する役員とする。

(報酬の支給)

第3条 前条に定める役員に対する退職金は、支給しないものとする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

1 この規程は、2018（平成30）年5月28日から施行する。